

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都墨田区緑一丁目4番19号

氏名 リバー 株式会社

代表取締役 松岡 直人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する

千葉市長 神谷 俊



許可の年月日 令和4年7月1日

許可の有効年月日 令和9年6月30日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

- ア 圧縮施設による中間処理
- イ 切断施設による中間処理

(2) 取扱産業廃棄物の種類 (「石綿含有産業廃棄物を含む」、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」又は「水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する)

- ア 圧縮に係るもの
 - (ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、(エ) 繊維くず、(オ) 金属くず、(カ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上6品目
- イ 切断に係るもの
 - (ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず、(ウ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、(エ) がれき類 (金属くずに付着したものに限り) 以上4品目

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 千葉市稲毛区六方町210番11

(施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり)

3. 許可の条件

別記2のとおり

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年7月1日 新規許可

令和4年7月15日 変更届出 (代表者の変更)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無 以下余白

別記1

(1) 中間処理及び保管は(2)の場所で行うこと。

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類及び設置年月日	処理能力	数量	所在地
圧縮施設 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) (平成12年1月6日) (紙くず) (木くず) (繊維くず) (平成23年4月25日)	61.9 t/日 25.92 t/日 43.2 t/日 57.6 t/日	1	千葉県稲毛区六方町210番11
切断施設 (廃プラスチック類) (金属くず) (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) (がれき類(金属くずに付着したものに限る)) (平成24年3月30日)	79.3 t/日 211 t/日 228 t/日 269 t/日	1	
廃棄物保管施設(切断前) (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(金属くずに付着したものに限る))	保管面積 301.5m ² 保管容量 1507.5m ³ 保管高さ ——— 保管上限 1507.5m ³	1	
廃棄物保管施設(圧縮前) (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)	保管面積 200.8m ² 保管容量 903.6m ³ 保管高さ 4.5m 保管上限 903.6m ³	1	
廃棄物保管施設(圧縮前) (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)	保管面積 279.3m ² 保管容量 331.36m ³ 保管高さ 3.5m 保管上限 331.36m ³	1	
廃棄物保管施設(圧縮前) (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)	保管面積 115.5m ² 保管容量 152.79m ³ 保管高さ 2.625m 保管上限 152.79m ³	1	
廃棄物保管施設(圧縮前) (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)	保管面積 106.86m ² 保管容量 320.58m ³ 保管高さ 3.0m 保管上限 320.58m ³	1	

廃棄物保管施設（圧縮前） （廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）	保管面積	38.4m ²	
	保管容量	84.48m ³	
	保管高さ	2.2m	1
	保管上限	84.48m ³	

別記2

- (1) 粉じんを飛散させないよう散水を行うこと。
- (2) 処理施設の稼働時間は、午前8時から午後6時までとすること。